



地域おこし協力隊 活動日誌

手塚花のつぶやき vol.3

暑かったり寒かったり忙しい気候が続いていますが、みなさん体調をくずしていませんか。

私は、4月から5月にかけて田植えをしたり茶摘をしたりと、今まで体験することがなかった経験をして、改めて普段口にする物全てに感謝の意を込めなければ、なんて思いました。なにしろ、どの作業も重労働。ちゃきちゃき動き働き続ける大先輩方に頭が全く上がりません。(汗)

ゴールデンウィークには那智勝浦町で観光客の方を対象に紀宝町がどれだけ知られているか



いっぱいお茶の葉っぱを摘みました

地域おこし協力隊とは

町から委嘱を受け、都市部から町に移り住み、地域協力活動をととして、地域の活性化を図る制度です。手塚さんは2月から地域おこし協力隊として、商工・観光で町を盛り上げるため、活動に励んでいます。

や観光スポットについてのアンケート調査を行いました。そんな中、県外の方とお話をしている、紀宝町の説明をしたところ「素敵な名前の町ですね」とのお言葉をいただきました。私もこの町を選んだ一番の理由が、素敵な名前でした。この胸を張れる素敵な町名を有効活用して、地域おこしにつなげていきたいなと改めて思い感じる1日となりました。

この町の自慢やこの人が面白いなんて情報がありましたら、ご連絡ください。



フェイスブックをしています

町歩きで撮影した写真などを紹介しています。もっと町の魅力や名産品をPRしていけたらと思っていますので、町のおすすめの景色、食べ物、面白い人、紹介させてもらえるお店など、どんどん教えてください♪ページのフォローをお願いします！



紀宝町地域おこし協力隊 facebook

Police

紀宝警察署 からのお知らせ

「薬物乱用のない社会を」 NO という勇気を持とう！

薬物乱用は、あなたの精神・身体をむしばむばかりでなく、幻覚や妄想により、殺人・放火などの凶悪な事件や重大な交通事故を引き起こすことがあります。

一人ひとりが薬物を拒絶する意識を持つことが薬物乱用のない社会の実現につながります。

薬物に関する情報を得たときは、紀宝警察署や交番、駐在所に連絡してください。

みなさまからの情報が薬物乱用者の排除につながります。

—— 紀宝警察署 (☎33-0110) ——



Resources

ごみは資源 のコーナー

ごみはきちんと分別をして 決められた日に出しましょう

「燃料ごみ」の中にペットボトルやビン、缶、資源にならないごみなどが一緒に捨てられていることがあります。

「燃料ごみ」の中に一緒に入っていると回収できませんので、ごみを出す前に必ず、きちんと分別して出してください。

お願い♪
ごみ収集カレンダーの14～15ページに分別のしかたが詳しく書かれています。



このお兄ちゃん
つうきくん

— 役場環境衛生課 (☎33-0338) —

Eco

シリーズ ストップ地球温暖化 その103

家庭でできる温暖化対策

～できることから始めよう～

今月のテーマ 温水洗浄便座

1日にトイレを利用する時間はごくわずかですが、温水洗浄便座は、いつでも使えるように便座や洗浄水を温め続けています。
温水洗浄便座の、便座暖房・洗浄温水は季節に合わせて設定温度を調節しましょう。夏場は暖房・温水はオフにすればさらに節電になります。
また、せっかく暖めた熱の放熱を防ぐためにも、使わないときはフタを閉めるようにしましょう。
▼詳しくは、役場環境衛生課 (☎33-0338) までお問い合わせください。



使わないときはフタを閉める

便座のフタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較 (貯湯式)

年間削減効果

電気 34.90 kWh
CO₂ 17.0 kg

年間節約金額

約 770 円

【出典：環境省／家庭で出来る節電アクション】

清掃時期にあわせた 寄付申請が効率的です

寄付直前の清掃は 申請者の負担です

浄化槽は、設置をした後の保守点検、清掃、法定検査といった維持管理が大切です。

平成20年4月までに設置済みの合併処理浄化槽について、町に維持管理を希望された場合、その浄化槽を町に寄付するという形で浄化槽の所有権を町に移管いただく、「寄付採納制度」を行っています。

寄付の手続きをとっていただく、同事業で設置した浄化槽と同じく、使用料を負担いただきながら、清掃や保守点検、法定検査などの維持管理を町が行っていきます。

浄化槽の寄付を希望される方は、まず、役場環境衛生課、または、紀宝町下水道サービス(株)のどちらかに連絡いただくと、担当職員が申請書を持って説明に伺います。その時



まだまだ
勉強中です

環境衛生課 中野良太

町営浄化槽の ここがポイント!!

寄付申請には最終清掃が必要

浄化槽法では、浄化槽管理者(個人管理の場合は個人、町管理の場合は町)に対し、年1回の清掃(くみ取り)が義務づけられています。

浄化槽の管理を個人から町に移管する寄付直前には、浄化槽の最終清掃を行う必要がありますので、寄付をお考えの方は年1回の清掃時期にあわせて申請してください。

に、直近の浄化槽の保守点検の状況や法定検査の受検結果を確認させていただきます。
申請書提出後は、保守点検業者と担当職員とで、浄化槽やブローアーが正常に機能しているかを確認し、そ

の後、申請者の方の負担で最終清掃(全量くみ取り)を行っていただき、寄付採納という形になります。
▼詳しくは、役場環境衛生課 (☎33-0338) までお問い合わせください。

シリーズ 浄化槽

「きれいな川を 未来に残そう」

その118

Purified